

# X 農畜産物流通の部

## 解 説

この部には、「青果物卸売市場調査」及び「畜産物流通調査」結果から、青果物卸売市場に関する統計、食肉の流通に関する統計を収録した。

### 1 調査の概要

#### (1) 青果物卸売市場調査

##### ア 調査対象

調査対象者は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの都市に所在し、各条件を満たす青果物卸売会社及び(エ)のJA全農青果センターとした。

##### (ア) 中央卸売市場が開設されている都市

中央卸売市場に所在する全ての青果物卸売会社

ただし、東京都及び大阪府については、都府内にある市内青果市場（中央卸売市場以外の卸売市場）に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順に市内青果市場の年間取扱数量合計の80パーセントをカバーするまでの青果物卸売会社についても調査対象者とした。

##### (イ) 県庁が所在する都市（(ア)を除く。）

それぞれの都市に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順にそれぞれの都市の年間取扱数量の80パーセントをカバーするまでの青果物卸売会社

##### (ウ) 人口20万人以上でかつ青果物の年間取扱数量がおおむね6万トン以上の都市（(ア)及び(イ)を除く。）

それぞれの都市に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順にそれぞれの都市の年間取扱数量の80パーセントをカバーするまでの青果物卸売会社

##### (エ) JA全農青果センター

全国農業協同組合連合会の全てのJA全農青果センター

##### イ 調査期間

毎年1月から12月までの1年間

##### ウ 調査方法

次のいずれかの方法による。

##### (ア) 地方組織から報告者に対して、オンラインにより調査票を配布・回収する自計調査の方法

##### (イ) 地方組織から報告者に対して、調査票の内容を収録した電磁的記録媒体を郵送により配布・回収する自計調査の方法

##### (ウ) 地方組織の職員が、報告者に対して聞き取り又は報告者の関係諸帳簿を閲覧する他計調査の方法

#### (2) 畜産物流通調査

##### ア 調査対象

(ア) と畜場統計調査

全国の全てのと畜場

(イ) 食肉卸売市場調査

全国の食肉中央卸売市場及び主要市場（地方卸売市場のうち、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の標準的販売価格の算出に用いられる市場）に所在する全ての卸売会社

イ 調査期間

毎年1月から12月までの1年間

ウ 調査方法

次のいずれかの方法による。

(ア) と畜場統計調査

- a 調査対象者が政府統計共同利用システムのオンライン調査により調査票データの報告を行う自計調査による方法
- b 調査対象者が整備している情報をオンライン、郵送又はFAXにより提供を受ける方法
- c 市場調査オンラインシステムにより調査対象者が整備している情報の提供を受ける自計調査による方法
- d 調査対象者に調査票を郵送し、郵送又はFAXにより調査票を回収する自計調査による方法
- e 統計調査員が調査対象者に対し面接による聞き取り又は関係諸帳簿の閲覧により調査を行う他計調査による方法

(イ) 食肉卸売市場調査

- a 市場調査オンラインシステムにより調査対象者が整備している情報の提供を受ける自計調査による方法
- b 調査対象者が整備している情報を郵送又はFAXにより提供を受ける自計調査による方法
- c 調査対象者に調査票を郵送し、郵送又はFAXにより調査票を回収する自計調査による方法

## 2 定義

と畜場	と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、食肉に供する目的で獣畜をと畜又は解体するために設置された施設をいう。
と畜頭数	と畜場において、肉畜を食用に供する目的でと畜した頭数（切迫と畜頭数も含む。）をいう。したがって、と畜場に入場しても、と畜禁止あるいはと畜解体後の内臓検査等において病畜と判定され、枝肉の全部が焼却又は廃棄されたものは食用に供されないため、と畜頭数から除外する。 なお、枝肉の一部が廃棄されても残存部がある場合には頭数（1頭）として数える。
枝肉生産量	都道府県別と畜頭数に、と畜場統計調査で把握した子牛若しくは馬の1頭当たり平均枝肉重量又は食肉卸売市場調査の結果から算出した豚若しくは成牛の1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出した。